

反則金不納付事件に関する司法警察職員捜査書類基本書式例の特例の制定
について

〔平成18年5月29日交指甲達第65号〕
〔警察本部長から部課署長あて〕

改正 平成19年5月29日交指甲達第36号

対号 昭和43年7月3日付け収交第402号「交通反則通告制度の実施に伴う道路交通法等違反事件（反則金不納付事件）に関する司法警察職員捜査書類基本書式例の特例等の制定について（通達）」

道路交通法違反事件のうち反則金不納付事件の処理については、対号により運用してきたところであるが、このたび、平成18年5月26日付け金地企第93号「反則金不納付事件に関する司法警察職員捜査書類基本書式例の特例の制定について」の金沢地方検察庁検事正からの指示により、様式が制定され、本年6月1日から実施することとなったので、その適正な運用に遺憾のないようにされたい。

なお、対号は廃止する。

記

第1 交通事件原票（交通反則切符2枚目）等の様式

1 交通事件原票の様式は、別添第1及び別添第1の2のとおりとする。

なお、交通事件原票の(5)違反事項・罰条欄に記入する違反事項、罰条及び補足事項の記載例並びに交通事件原票裏の報告書：続欄に記入する事項の記載例は、平成18年5月26日付け金地企第92号木村敏文検事正指示「道路交通法等違反事件に関する司法警察職員捜査書類基本書式例の特例について」に規定する別表を準用する。

2 反則金不納付事件に使用する「少年の反則金不納付事件を家庭裁判所に送致し又は地方検察庁から区検察庁に移送する場合の送致書及び移送書」、「送致書」、「被疑者供述調書」、「参考人供述調書」及び「実況見分調書」の様式は、上記指示に規定する別添第2ないし第6を準用する。

3 道路交通法第51条の4第1項に規定する放置車両に係る反則金不納付事件に使用する送致書の様式は、別添第2のとおりとする。

第2 適用範囲

道路交通法違反事件のうち交通反則通告制度の適用を受ける事件